

第 2 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 7 月 27 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 3 0 5 会 議 室					
開 議 時 刻	1 6 時 0 0 分					
閉議時刻	1 7 時 0 5 分					
会 長	大関守宏		会長代理	島田勇・藤間光治		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	國 島 健 一	出○席 欠席	9	町 田 実	出○席 欠席
	2	島 田 勇	出○席 欠席	10	藤 間 光 治	出○席 欠席
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席	11	中 村 賢 一	出○席 欠席
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席	12	新 井 健 一	出○席 欠席
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席	13	太 田 浩	出○席 欠席
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席			
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席			
8	宮 崎 薫	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	椛田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出席 欠○席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p>	<p>事務局長 議長</p>	<p>開会宣告（16：00） あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p>
<p>4 議事録署名人の選出</p>	<p>議長 議長</p>	<p>議事録署名人は議長において指名することによろしいでしょうか。 （異議なし） それでは、議長から指名いたします。 伊東委員、寺田委員のご兩名をお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p>
<p>5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 農地法第3条第1項とは、個人または、農業を行う法人が耕作の目的で売買、贈与、交換等により権利を取得する場合に必要な手続きとなります。 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。 進行番号1でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、長野〇丁目〇番〇号—〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する酒巻字〇〇〇〇〇番、地目：田、1, 921㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページ左側の斜線部分をご覧ください。県道羽生妻沼線の南に位置する酒巻地内の農振農用地でございます。 次に、進行番号2でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する小見字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、664㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。国道125号バイパスの北に位置する小見地内のご覧の農地でございます。 次に、進行番号3でございますが、関根〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、熊谷市〇〇〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが所有する関根字〇〇〇〇〇番、地目：田、952㎡ 外1筆、計1, 451㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の西に位置する関根地内の農振</p>

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 新井委員 事務局次長 藤間委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号4でございますが、熊谷市〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する南河原字〇〇〇〇番〇、地目：田、1，500㎡ 外3筆、計7，972㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページ及び5ページをご覧ください。4ページが、〇〇〇番〇と〇で県道北河原熊谷線の南側、5ページが、〇〇〇番〇と〇で県道北河原熊谷線の北側に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。推進委員の皆様もご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>進行番号3について、譲渡人が有限会社となっておりますが、通常、要件がないと農地はもてないと思いますがどういう経緯になっているのですか。</p> <p>実際のいきさつを聞いていませんので詳しい理由はわかりませんが、抵当とかを設定後、所有できる方法があるのだと思います。</p> <p>仮登記を設置した場合、恐らくこの時代は出来たのではないかと思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようでございますので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。農地法第4条第1項とは、市街化調整区域内で農地の所有者が、自らその農地を住宅や駐車場等の農地以外のものに転用する場合に必要な手続きとなります。</p>
---	--	---

それでは、議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第2号は4件となっております。

進行番号1でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の酒巻字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、154㎡ 外3筆、計496㎡について、農家住宅1棟、120.90㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、申請地に隣接する住宅で家族とともに生活しておりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は、822.57㎡になる予定でございます。

次に、進行番号2でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の酒巻字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、304㎡ 外2筆、計433㎡について、農業住宅1棟、84.37㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、申請地に隣接する住宅で家族とともに生活しておりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。右側の斜線中、細かい線で囲んでいる敷地のほうで、県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は、1,049.88㎡になる予定でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、進行番号3でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、自己所有の荒木字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、320㎡について、住宅1棟、148.23㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、相続した土地に住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する荒木地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は、403.86㎡になる予定でございます。

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>宮崎委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>次に、進行番号4でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の酒巻字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、95㎡について、住宅1棟、146.13㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は申請地に隣接する住宅で家族とともに生活しておりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。右側の斜線中、太い線で囲んでいる敷地のほうで、県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は、732.60㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る7月21日、現地調査をしていただいておりますので、宮崎委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る7月21日、私と町田委員並びに事務職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしく願います。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明並びに宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。農地法第5条第1項とは、市街化調整区域内で、農地の所有者でない方が、農地を住宅や駐車場等の農地以外のものに転用するために権利の移動・設定をすることで、農地の所有者から農地を買い受ける場合や、借り受ける場合に必要な手続きとなります。</p>
---	--	---

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、6件となっております。

進行番号1でございますが、さいたま市岩槻区〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんが、深谷市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんが所有する須加字〇〇〇〇〇番、地目：畑、104㎡ 外1筆、計114㎡について、売買により住宅1棟、66.24㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、さいたま市内で家族と共に生活しておりますが、緑豊かで住環境の良い場所で生活したく、本件の既存住宅敷地を購入しようとしたところ、進入路部分が農地であることが判明しました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の南に位置する集落に接する農地でございます。

次に、進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、同居の祖母である〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、300㎡について、使用貸借により住宅1棟、62.93㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、実家で生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道行田蓮田線の東に位置する集落内農地でございます。

次に、進行番号3でございますが、谷郷〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇さん外1名が、城西〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、499㎡について、売買により住宅1棟、124.21㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人夫婦は、現在、市内で自己所有の住宅に娘夫婦と同居しておりますが、何かと手狭であり、また、駐車スペースの確保も困難であったことから、娘夫婦と相談し、現在の住宅は、娘への贈与の手続きをしたうえで娘夫婦が住み、申請人夫婦は新しく住宅を建築する運びとなりました。しかし、現居住地では新たに住宅を建てるスペースが無いことから、新たに土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。斜線部分の下側の土地で、国道17号バイパスの北に位置する集落内農地でございます。

	町田委員	<p>次に、進行番号4でございますが、北本市〇〇〇丁目〇〇番地―〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇さんが、城西〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、502㎡について、売買により住宅1棟、94.40㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、北本市の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。斜線部分の上側、路地状敷地の土地で、国道17号バイパスの北に位置する集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号5でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、398㎡ 外1筆、計411㎡について、売買により住宅1棟、57.97㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、実家で両親と同居しておりますが、子供が生まれ、手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号6でございますが、前谷〇〇〇番地〇 社会福祉法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する前谷字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、108㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、申請地の道路を挟んだ向かい側で障害者自立支援に基づく障害福祉サービス事業所及び障害者児童向けデイサービスを営んでおりますが、職員や施設利用者などの駐車場が不足して困っていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。ものづくり大学の北西に位置する集落に接する農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る7月21日、現地調査をしていただいておりますので、町田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る7月21日、私と宮崎委員並びに事務職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可</p>
--	------	--

報告事項	議長	<p>相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしく願います。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明並びに町田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら願います。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号に承認することといたします。</p> <p>次に、報告事項でございます。</p> <p>専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議長書3ページをお願いいたします。(1)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。</p> <p>報告事項となりますので、宜しく願います。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。</p> <p>委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度視察研修について→中止に決定。 ・記録簿の記入方法について ・人・農地プランの実質化について
7 閉会	主任 農政課主幹 事務局長	<p>以上をもちまして、第2回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(17:05)</p>